

料金別納
郵便

重要

改正建築士法に関する大切なお知らせです。
※本ハガキの内容を貴建築士事務所に所属する建築士の皆さまに
お伝えくださいますようお願いいたします。

国土交通省
47 都道府県
新・建築士制度普及協会

【宛先不明の場合の返送先】：〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1丁目15番地
神楽坂1丁目ビル6F 新・建築士制度普及協会

①詳しくはこちらからご覧ください。(裏面②もご覧ください)

○改正建築士法情報は、<http://www.icas.or.jp/>へ

- － 確認申請書等の新しい様式
- － 管理建築士講習、定期講習の案内
- － 構造／設備設計一級建築士の法適合確認等に関する Q&A

などが掲載。

- ・「建築基準法・建築士法に関するご意見箱」も設置。
ご意見は国土交通省に送付されます。

<http://www.icas.or.jp/>

又は

新建築士制度

検索

(一般社団法人新・建築士制度普及協会の公式 Web サイトです。)

構造／設備設計一級建築士の関与が義務づけられます

○平成21年11月27日から、一定の建築物(*)の全てについて、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による関与（自ら設計する、又は法適合確認を行う）が義務づけられます。

- ・一定の建築物(*)について構造／設備設計一級建築士が自ら設計した場合は、構造／設備設計図書にその旨表示する必要があります。
- ・一定の建築物(*)について構造／設備設計一級建築士が法適合確認を行った場合は、構造／設備設計図書に、適合する旨等の記載及び構造／設備設計一級建築士である旨の表示・記名・押印をする必要があります。

*一定の建築物とは、

- ・ 構造設計の場合 一級建築士の業務独占に係る建築物のうち、高度な構造計算（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務づけられる建築物（RC造高さ20m超、S造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等）
- ・ 設備設計の場合 階数が3以上、かつ、床面積 5,000㎡超の建築物

- ・一定の建築物(*)について構造／設備設計一級建築士が関与していない場合は、確認申請書は、新規の場合も変更の場合も受理されません。

- ・ 法適合確認等に関する Q&A が <http://www.icas.or.jp/> に掲載されています。

確認申請書の様式(第2面)等が改正されました

○平成21年11月27日から第2面様式等が変わります。

- ・平成21年11月27日から、確認申請書第2面、建築計画概要書第1面に所定の記載欄（構造／設備設計一級建築士の氏名等）が加わります。
- ・この新様式は、構造／設備設計一級建築士による関与対象建築物であるか否かに関わらず全ての確認申請書に適用されますのでご注意ください。

管理建築士講習の早期受講を！

管理建築士の皆さまへ

○平成20年11月28日時点ですでに管理建築士である方は、平成23年11月27日までに管理建築士講習を受講しなければなりません。期限間近は相当の混雑が予想されますので、未受講の方は、早期の受講をお願いします。

- ・管理建築士講習は、以下の登録講習機関が実施しています(平成21年11月17日現在)。
(財) 建築技術教育普及センター 電話 03-5524-3105
(株) 総合資格学院法定講習センター 電話 050-5541-7500
- ・経過措置期間後（平成23年11月28日以降）、未受講の場合、その者が管理する建築士事務所は、登録が取り消されることとなります。

定期講習の受講が義務づけられています

所属建築士の皆さまへ

○定期講習の初回^(※)の受講期限は平成24年3月31日までです。期限間近は相当の混雑が予想されますので、未受講の方は、早期の受講をお願いします。

※法施行（平成20年11月28日）時点で建築士事務所に所属している建築士の方及びそれ以降平成24年3月31日までに建築士事務所に所属した建築士の方

- ・定期講習は、以下の登録講習機関が実施しています(平成21年11月17日現在)。
(財) 建築技術教育普及センター 電話 03-5524-3105
(株) 日建学院／特定非営利活動法人建築家教育推進機構 電話 0120-243-229
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス 電話 075-212-9989
(株) 総合資格学院法定講習センター 電話 050-5541-7500
- ・経過措置期間後（平成24年4月1日以降）、未受講のままの場合、建築士事務所に所属するその建築士は、懲戒処分の対象となります。

○建築主に対する重要事項説明の実施が義務づけられています。

- ・建築士事務所の開設者は、契約の名称にかかわらず設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、建築主に対して、管理建築士又は所属建築士による重要事項説明を行わなければなりません。
- ・重要事項説明を行う建築士は、建築主に対して、建築士免許証等を提示しなければなりません。
- ・重要事項説明は、建築主に書面を交付して行う必要があります。交付書面の様式例は、<http://www.icas.or.jp/> から入手できます。
- ・重要事項説明をしなかった場合、その建築士事務所の開設者は、懲戒処分の対象となります。

○事業年度毎に設計等の業務に関する報告書の提出が義務づけられています。

- ・建築士法第23条の6に基づく設計等の業務に関する報告書については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に都道府県知事に提出することが義務づけられています。
- ・業務報告書の提出先は、都道府県庁の建築士事務所登録担当（土木事務所の場合もあります）ですが、以下の都道府県については、各都道府県建築士事務所協会が提出先となります。提出前に受付窓口等をご確認下さい。
北海道、埼玉県、東京都、新潟県、富山県（平成22年1月から）、愛知県、京都府（京都市域の一部）、大阪府、広島県、愛媛県（平成21年11月17日現在）
- ・業務報告書の様式は、<http://www.icas.or.jp/> から入手できます。
- ・報告書の提出をしなかった場合、その建築士事務所の開設者は、処分の対象となります。

- 改正建築士法では、建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実に業務を行わなければならない、とされました。
- 全国の建築士会及び建築士事務所協会では、建築士のスキルアップや最新情報の提供等を目的に、建築技術や設計等の業務などに関する様々な研修(*)を実施しています。
詳しくは、お近くの建築士会及び建築士事務所協会へお問い合わせください。

* これらの研修は、管理建築士講習や定期講習に代わるものではありません。

問い合わせ先

新・建築士制度普及協会 <http://www.icas.or.jp/>

都道府県建築士法担当部局

都道府県建築士会

都道府県建築士事務所協会

(問い合わせ先は上記URLからご覧いただけます。)